

名古屋家庭裁判所委員会（第8回）議事概要

1 日時

平成19年5月22日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

3 出席者

（委員）

伊藤委員，奥田委員，加藤委員，武井委員，長谷川委員，山口委員，荻原委員，津熊委員，野田委員，丹羽委員

（事務担当者）

福井裁判官，菊山首席家庭裁判所調査官，堀部家事首席書記官，福岡少年首席書記官，有田次席家庭裁判所調査官，山崎次席家庭裁判所調査官，鬼頭家事訟廷管理官，安藤事務局長，小林事務局次長，村田総務課長，天春総務課課長補佐，玉置総務課庶務係長

4 議事

(1) 開会

(2) 委員紹介（新委員）

(3) 所長あいさつ

(4) 職員等紹介

(5) 委員長選任

委員の互選により野田委員が委員長に選任された。

(6) 第2期裁判所委員会についてのアンケート調査について

実施状況について回答することとなった。

(7) 前回の意見交換を受けて（テーマ「子供の養育に関する問題～家庭における教育機能の低下と少年非行～」），山崎次席家庭裁判所調査官が裁判所にお

けるその後の取組み状況等を報告した。

(8) 福井裁判官，有田次席家庭裁判所調査官が家庭裁判所におけるドメスティック・バイオレンスに関する実態，問題点等を説明した。

(9) 意見交換

テーマ「ドメスティック・バイオレンスについて」について意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

(10) 閉会

(別紙)

(委員長)

先日発生した長久手町の立てこもり事件もDV事案であったようであり、昨日、離婚後300日以内に誕生した子は前夫の子と推定する民法772条について、離婚後の妊娠を示す医師の証明書があれば現夫の子として出生届を受理する法務省通達が発せられたが、DV事案の場合には、離婚交渉が困難なため、離婚成立前に夫とは別の男性の子を懐胎する場合もあり、その場合に出生届をすると、親子関係不存在確認や嫡出否認等の裁判手続を経なければならず、加害者と裁判手続において会いたくないため、子の出生届をしないという場合がある。このような現状を踏まえてDVについて御感想や御意見をお伺いしたい。

(委員)

DV事案の取材をしていると、子供がいる場合には、子供が復縁を望んだり、被害者も経済的事情から自立して生活することが困難であったりするケースが見受けられるので、離婚を決断しても実際に別れることはなかなか難しいと思う。また、妻が夫の暴力から逃れるためにシェルターに入るような場合には、突然家族と別居しないといけないことから、これまでの自分の人生を否定するような感情を持つ人もいて、DV問題は非常に難しいというのが実感である。

(委員)

DVの被害者がシェルター等の施設に入所し、離婚後しばらくして施設の外出許可を得て外出した場合、入所者が定められた時間までに施設に帰って来なければ、施設は関係機関に連絡したり、自宅に戻った可能性を考慮して警察に連絡する等の対策が必要だと思う。その場合、警察は周到な準備をして現場に向かわないといけない。女性相談センター等の機関も加害者により公務を妨害されたら公務執行妨害で告発する必要があるのではないか。市役所等の行政機関は土日祭日は休みで、緊急の場合に何処へ相談に行けばよいのか分からない人もいると思う。警察に相談しても医師を紹介する程度のことしかしない場合もある。女性相談セ

ンターを含め市町村等がDV事案について住民の安全サービスの執行という面の自覚を持って対処してほしい。国民全体でDVは先日の立てこもり事件のような重大事件になるという認識が必要である。

(委員)

DV事案は離婚すること自体に困難を伴うので、調停委員としては、DV事案ではないかと思われる調停事件を担当するときには慎重に対応する。DV被害者は加害者から逃げ回ったり、経済的に困難な状況にあったり、子供を抱えて仕事を見つけるのも大変であるのに対し、加害者は野放しになっていることも多く、一般人であれば警察に逮捕されることもあると思うが、家族だとなかなかそうはいかないので、被害者が置かれている状況を何とかしなければいけないと思う。調停委員の対応が悪いと言われることについては、反省を含めて調停委員同士で勉強会を開いたり、女性相談センターに出かけて対処方法を勉強する等の取り組みをしている。

(委員長)

DV加害者の特徴の一つとして、外では人格者なのに家では妻に暴力を振るうという例があり、一般的な社会人でありながら、抑制できずに暴力に及ぶこともあると言われているが、その点について何か御意見があれば伺いたい。

(委員)

会社で役員をしているような社会的地位のある夫が家庭で妻に暴力を振るうことがあり、本当にこの人が暴力を振るうのかと思うことがある。妻は精神的に支配され、経済的にも弱い立場にあるために不安を感じている。DV加害者と被害者の関係は根深いと思う。裁判離婚した後に経済的な問題からDV被害者の妻が加害者である夫のいる家に戻ったケースもあり、仮に離婚しても妻が経済的に自立できるかどうかの問題である。特に暴力が激しかったり、つけ回したりするような加害者の場合には、被害者が看護師等の資格を持っていても逃げ回らざるを得ないので働けないという問題もある。

(委員長)

アンケート結果によると、女性の意識の高揚や社会的認知により、DV事件が多くなったのではないかという御意見もあるが、DV防止法の施行によりDV事案が顕在化したのではないかという点について御意見を伺いたい。

(委員)

医療の現場では、おとなしい女性は、夫が強く言うので萎縮しているような人も見受けられる。被害者に相談先を紹介することがあるが、県等が配布しているチラシは数が少なく十分ではない。若い人等は相談先を知らない人もいるので、相談先が分かるようなチラシを作成して配布したら良いのではないか。

(委員)

人権擁護委員として法務局で電話相談をしているが、その相談の中で、こんなに亭主関白な人がいるのかと驚くことがある。電話相談では、時には相談先として家裁を勧めることもある。

(委員)

昔は怪我の程度がひどい等極端な例に対して警察が対応していたが、最近では怪我の程度はひどくなくても警察が関与することがある。昔は事件が表沙汰にならなかっただけで、DV自体は以前からあったのではないかと思う。

(委員)

DVの被害に遭っていた人から離婚後に、経済的に厳しくなったが、すっきりしたという内容の手紙をいただいたことがある。暴力により支配されていると圧迫感が違うと思う。

(委員長)

家庭裁判所に関わるDV問題について御感想、御意見を伺いたい。

(委員)

被害者の相談先はあるが、加害者の相談先がないので、加害者の相談に乗るようにはできないものかと思う。

(委員)

受付相談時において、法テラスや警察との連携をどのように図っているのか。

(説明者)

保護命令を申し立てる前提として、警察に相談に行くよう相談者に勧めることはあるが、裁判所から警察に通報することはない。

(委員)

調停に出頭してきたDV被害者の安全確保という点から、裁判所を出たところで被害に遭わないよう警察に事前に連絡をしたことがあると聞いたことがある。また、DV被害を受けているという話を聞いて、調査官が被害者に女性相談センターを紹介したことがあると聞いている。

(委員)

被害者サポートセンターでは被害者を病院に同行する等の支援をしている。

(委員長)

DV事案の調停事件における調停期日での対応方法等について御意見を伺いたい。

(委員)

DVについての双方の主張が異なる場合、DVか否かの判定や対応はどうするのか。

(委員)

調停は合意による解決手段なので、加害者に被害者のことを理解してもらえない。加害者である夫は、自分は悪くない、周りが悪い、そういうふうに住向ける妻が悪いという思いから抜け出せないで、加害者である夫に納得してもらうことは非常に難しい。暴力がひどい事案では、訴訟で判断をしてもらった方がよい場合もあるので、子供のことなども考慮して、早い段階で調停を打ち切ることも視野に入れて進めることになる。

(委員)

妻が悪いと言うだけで妻のことを理解しない夫もいる。

(説明者)

調停期日において、加害者は、被害者に会って話せば分かるからと言って被害者との面会を強く希望することがある。裁判所としては被害者を危険な目に遭わせることはできないので、被害者の意向を確認の上、必要に応じて、裁判所内部で電話で話をさせる等の配慮をしたことはある。

(委員長)

二次被害の防止やジェンダーバイアスの視点から御意見を伺いたい。

(委員)

被害者は調停期日に出頭するだけでも大変な思いをして裁判所に来るので、調停期日で調停委員が被害者である妻に「夫は社会的な地位も高いので、もう少しがんばったら。」などと言うと、妻としては、せっかくがんばって裁判所まで来たのにどうしてそんなことを言われるのかと思うことだろう。そういう点を配慮しないといけないと思う。

(説明者)

家事調停においては、いかにDV被害者に対する二次被害を防止するかを考える必要がある。被害者は、力に支配されて生活しているため、うつ状態になり、自分の言うことを聞いてもらえるかどうか不安になっていることが多い。そのため、配慮のない一言が被害者をさらに傷つけることがある。中には異性の調停委員というだけで恐怖を感じる人さえいる。裁判所としては、調停委員に対する指導として、DV被害者に対して、どういう配慮をすべきか裁判官、家裁調査官、書記官等が調停委員と調停期日前に打合せをし、調停期日終了後には面接技法についての検討・反省等を行っている。また、各調停委員に少なくとも年1回は研修に参加できるように毎年複数の研修会を行っている。その中で、弁護士や大学の先生にジェンダーに関する講義をしていただいたり、DV事案への対応についての協議や被害者の立場に立った検討等を行っている。今後も引き続きDV事案へ

の配慮について問題意識を持って取り組んでいく必要があると考える。

(委員)

家裁に行けば関係機関と連携して何とかしてくれると思っている人もいると思うが、裁判所は判断機関であって、警察のような執行はできないので、その範囲内で、国民の意見を聞いて裁判所としてできることがあると良いと思う。

(説明者)

D V 事案の調停事件は、それ以外の調停事件に比べ調停の成立率は低い。特に暴力に関して双方の主張が異なると調停成立は難しい。また、分与すべき財産があると、その精算も併せて解決を図ることが好ましいが、被害者としては加害者と早く縁を切りたいために、明らかに不利な内容の調停条項でも合意しようとする場合があり、裁判所としては慎重に対応する必要がある。そのような事案については、調停条項に精算条項を入れないで離婚のみを成立させ、後日、財産分与等について、別途、手続をとる余地を残すことも考えられるが、逆に、加害者側から被害者に対して損害賠償等を請求する余地を残すことにもなるので、難しいところである。いずれにしても、調停が長引くことは、被害者の負担となり、調停ではなく訴訟で迅速に解決することが妥当な事案もあるため、D V 事案の調停事件の成立率は低くならざるを得ないと思われる。

(説明者)

妻がD Vによる被害に遭っていることが明らかな事案であれば、調停において医師の診断書が証拠で提出されていたり、保護命令が出されている場合もあることから、夫も暴力を振るっていないという主張はできず、その点を指摘して調停を進めて離婚により解決を図ることもできるが、証拠がない等D Vか否か明らかでない事案では、夫が事実関係を認めないと調整は難しいので、家裁としては、夫に暴力について問題意識を持ってもらい、妻の置かれている立場を理解してもらうよう努めていく必要がある。

以 上